

沼 情 審 第 20 号
平成 23 年 1 月 14 日

沼津市長 栗原 裕康 様

沼津市情報公開審査会
会長 三 橋 良士明

沼津市情報公開条例第 13 条の規定に基づく平成 22 年 6 月 3 日付け沼財納第 246 号及び沼財資第 68 号による下記の諮問について、以下のとおり答申します。

記

「特定地番の土地建物に対する固定資産税及び都市計画税の徴収額等（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度）に係る公文書」の不開示決定に対する異議申立てについて〔平成 22 年度諮問第 1 号・第 2 号〕

1 審査会の結論

沼津市長が行った本件異議申立に係る「沼津市〇〇〇〇〇〇〇〇の土地及び同土地に所在する建物（以下「本件土地建物」という。）に対する固定資産税及び都市計画税の徴収額等（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度分）に係る公文書」を不開示とした決定は、固定資産税の減免に係わり、沼津市税賦課徴収条例第 69 条第 2 項に規定する「天災その他特別の事由」を理由とする固定資産税減免申請書（本件土地建物の固定資産税の納税義務者からの申請書）について、その存否を明らかにした決定とすることが妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成 22 年 1 月 22 日、沼津市情報公開条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、実施機関である沼津市長（以下「実施機関」という。）に対して、沼津市〇〇〇〇〇〇〇〇の土地及び同土地に所在する建物に対する固定資産税及び都市計画税について、以下の①ないし④に関する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

① 平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度の徴収額（以下「開示請求

内容①」という。)

- ② 固定資産税及び都市計画税が課税されていない場合は、その理由及び法的根拠（以下「開示請求内容②」という。）
 - ③ 固定資産税及び都市計画税が課税されているにもかかわらず徴収されていない場合は、その理由及び法的根拠（以下「開示請求内容③」という。）
 - ④ 固定資産税及び都市計画税の減免等の取扱いがある場合は、その理由及び根拠（以下「開示請求内容④」という。）
- (2) 実施機関は、平成 22 年 2 月 8 日、本件開示請求につき、不開示とする旨の決定（以下「本件処分」という。）をした。その内容は、以下のとおりである。
- ア 開示請求内容①に係る公文書には、「特定の個人が識別され、また法令により開示できない個人の住所、氏名、税額などが記載されているため（条例第 5 条第 1 号及び第 6 号）」、不開示とする。
 - イ 開示請求内容②に係る公文書は存在しない。
 - ウ 開示請求内容③に係る公文書については、「公文書が存在しているか否かを答えるだけで、滞納等の事実の有無が明らかとなるため」、条例第 8 条の規定に基づき開示請求を拒否する。
 - エ 開示請求内容④に係る公文書については、「減免の有無により、生活保護者であるかないか、また、税額も推測できることから、公文書の存否を明らかにすることができないので」、条例第 8 条の規定に基づき開示請求を拒否する。
- (3) これに対して、申立人は、平成 22 年 3 月 25 日、本件処分の取消し（ただし、開示請求内容②に係る処分を除く。）を求めて、異議申立てを行い、本件は、平成 22 年 6 月 3 日付けで沼津市長より条例第 13 条に基づき当審査会に諮問されることとなった [平成 22 年度諮問第 1 号・第 2 号]。
- (4) 当審査会の審査の経緯については、「6 審査会の処理経過」に記載のとおりである。

3 異議申立人の主張の要旨

申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件開示請求の目的について

申立人らは静岡県弁護士会に置かれた民事介入暴力対策委員会に所属するものである。同委員会は民事介入暴力行為の被害者救済及び発生防止を目的とする活動を行っているものであるが、今般、暴力団等からの不当

もそも地方税法第 22 条の守秘義務は課せられていないものとする。

- (4) 開示請求内容④につき、実施機関が当該公文書の存否応答を拒否する理由は、「生活保護者であるかないか」及び「税額」が条例第 5 条第 1 号及び第 6 号に規定する不開示情報に該当することであるが、そのような判断は前記(2)及び(3)で述べたように条例の解釈運用を誤るものである。
- (5) 指定暴力団の事務所について適正に固定資産税の課税及び徴収が行われているか否かは、極めて公益性の高い情報であることから、条例第 7 条に基づく公益上の理由による裁量的開示をすべきである。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明及び主張は、本件処分決定通知書、理由説明書及び意見聴取によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示請求内容①に係る公文書である収納一覧表(以下「本件収納一覧表」という。)は、以下の理由により不開示とする。

ア 本件収納一覧表には、市税に係る税額、納付額及び最終納付日等が、納税義務者毎にその税目、期別に記載されている。それらの情報は、個人の財産、収入状況を基とした税務に関する個人の情報であり、条例第 5 条第 1 号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

イ 本件収納一覧表に記載されている情報は、納税義務者に関する課税状況、納税状況が明らかとなる情報であり、一般に公にされているものではなく、かつ、他人に知られたくない秘密として保護に値するものである。

地方公務員法第 34 条第 1 項に規定する秘密とは、他人に知られたくないことについて客観的に相当の利益を有する事実で、職務上知り得たものであり、その一部は、地方税に関する調査に関して知り得た地方税法第 22 条に規定する秘密にも該当する守秘義務が課せられているものであることから、本件収納一覧表の納税状況の情報は、条例第 5 条第 6 号に規定する法令秘情報に該当する。

この点について、申立人は、地方公務員法及び地方税法における守秘義務は職員個人の漏洩行為を禁止した規定であり、情報公開条例に基づく開示を禁じたものではないと主張するが、条例は、法令に違反しない限りにおいて制定されたものであり、地方公務員法及び地方税法により課せられた守秘義務の適用が除外されることはない。

- (2) 開示請求内容③にいう税が徴収されていない場合とは、以下の場合である。

- (A) 納税義務者が納税しないとき。
- (B) 地方税法第 15 条の規定により、税の徴収を猶予されているとき。
- (C) 地方税法第 15 条の 5 の規定により、滞納処分による財産の換価を猶予されているとき。
- (D) 地方税法第 15 条の 7 の規定により、滞納処分を停止されているとき。

仮に、開示請求内容③に関する情報が存在するとすれば、上記(A)ないし(D)に該当するものであり、それらの情報は条例第 5 条第 1 号に規定する不開示情報たる個人識別情報に該当する。また、それらの情報には、地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務が課せられ、その一部には、地方税法第 22 条の守秘義務も課せられていることから、条例第 5 条第 6 号に規定する法令秘情報にも該当する。

それゆえ、申立人に対し、開示請求内容③に係る公文書の存否を答えること自体が、上記(A)ないし(D)に該当する市税の不徴収の事実の有無という不開示情報を開示することになるので、条例第 8 条の規定に基づき、当該公文書の存否応答を拒否する。

- (3) 開示請求内容④にいう税の減免等の取り扱いがある場合とは、地方税法第 367 条の規定に基づき沼津市税賦課徴収条例（昭和 30 年条例第 29 号）において、次のとおり規定されている。

- ア 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- イ 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- ウ 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

- エ 上記アないしウに掲げるもののほか、特別の事由のある固定資産

仮に、開示請求内容④に係る公文書が存在するとすれば、上記のアないしエに関係するものであり、当該公文書に記載されている個人の住所、氏名、資産明細、固定資産税額等は条例第 5 条第 1 号に規定する不開示情報たる個人識別情報に該当する。また、それらの情報につき、地方公務員法第 34 条第 1 項の守秘義務が課せられ、その一部には、地方税法第 22 条の守秘義務も課せられていることから、条例第 5 条第 6 号に規定する法令秘情報にも該当する。

それゆえ、申立人に対し、開示請求内容④に係る公文書の存否を答えるだけで、減免等の事実の有無という不開示情報を開示することになるので、条例第 8 条の規定に基づき、当該公文書の存否応答を拒否する。

- (4) 本件開示請求に関する情報は、条例第 5 条第 6 号に規定する法令秘情報であることから、条例第 7 条に規定する公益上の理由による裁量的開示はできないものである。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立の争点について

本件異議申立てに係る争点は、以下の4点であり、それらの争点につき、順次、当審査会の判断を示すこととする。

ア 開示請求内容①に係る公文書につき、条例第5条第1号及び第6号に規定する不開示情報が記録されていることを理由として、不開示とすることの適否（以下「争点1」という。）

イ 開示請求内容③に係る公文書につき、条例第8条の規定に基づき、その存否応答を拒否することの適否（以下「争点2」という。）

ウ 開示請求内容④に係る公文書につき、条例第8条の規定に基づき、その存否応答を拒否することの適否（以下「争点3」という。）

エ 本件開示請求に係る公文書につき、条例第7条の規定に基づく裁量的開示をすることの適否（以下「争点4」という。）

(2) 争点1について

ア 開示請求内容①に係る公文書について

開示請求内容①に係る公文書とは、本件土地建物の固定資産税の納税義務者の収納一覧表である。

沼津市では、固定資産税等の市税の収納一覧表は、納税義務者ごとに作成され、同一覧表には、当該納税義務者の市税に係る「年度（分）」、「更正」、「税目」、「期」、「通知書番号」、「納期限」、「税額」、「最終納付日」、「納付額」、「督手」、「延滞金」、「納付合計」、「賦課」等の記載欄等があり、それらの記載欄等に必要なデータ等が記録されることになっている。

開示請求内容①の「徴収額」とは、本件収納一覧表の税目「固定」と記載された横軸欄の「納付額」、「督手」、「延滞金」、「納付合計」の各欄に記録された情報（以下「納付額等」という。）のことである。

当審査会の調査によれば、本件土地建物の固定資産税及び都市計画税の納税義務者は、本件土地建物の所有名義人である特定の個人である。したがって、当該個人名の本件収納一覧表に記載された本件土地建物に係る固定資産税の「納付額等」は、特定の個人に関する情報である。

イ 条例第5条第1号の解釈について

条例第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示とし、同号ただし書きに掲げ

る3種類の情報につき、例外として開示すべきものと規定する。

この規定は、「個人の尊厳及び基本的人権の尊重から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報を本条例の不開示情報の一つの要件として定めたもの」である（沼津市「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引」11頁以下参照）。

すなわち、本条例が個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーの権利利益の保護であるが、プライバシーの権利利益の具体的内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確でないことから、本条例は、特定の個人を識別できる情報を原則不開示とする方式、いわゆる個人識別型の規定を採用したものである。

地方公共団体の情報公開条例の中には、個人に関する情報のうち、プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるものに限って不開示とする方式（プライバシー保護型の規定）を採るものがある。例えば、大阪府情報公開条例第9条第1号は、「特定の個人が識別され得るものうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」と規定し、個人識別情報のうち「保護に値する正当な権利利益があるもの」に限って不開示情報とする。

本条例第5条第1号は、プライバシー保護型の規定ではなく、個人識別型の規定であることから、その解釈としては、個人に関する情報につき、「保護に値する正当な権利利益があるもの」であるか否かを問わず、特定の個人を識別することができる情報であればすべて原則不開示となり、同条第1号ただし書きアないしウに規定する情報に限り、例外的に開示すべきこととなる。また、条例第5条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、住所その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述により識別される特定の個人情報の全体であると解するのが妥当である。

ウ 開示請求内容①に関する情報の条例第5条第1号該当性について

開示請求内容①に係る公文書である本件収納一覧表は、本件土地建物の固定資産税の納税義務者である特定の個人の収納一覧表である。したがって、本件収納一覧表に記載された本件土地建物に係る固定資産税の「納付額等」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第5条第1号本文に規定する不開示情報に該当する。また、本件収納一覧表に記載の「納付額等」が、条例第5条第1号ただし書きアないしウに規定する開示情報に該当しないことは

明らかであることから、本件収納一覧表に記載の「納付額等」を不開示情報とした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関が本件収納一覧表に記載の「納付額等」を不開示とする根拠は条例第5条第1号のほか同条第6号（法令秘情報）であるが、当審査会としては、前述のとおり、「納付額等」が条例第5条第1号に規定する不開示情報に該当するとの判断を示したことから、「納付額等」の同条第6号該当性について、審査会としての判断を示すまでもなく、本件収納一覧表に記載の「納付額等」は不開示情報に該当するものと判断する。

エ 本件収納一覧表の部分開示について

実施機関は、開示請求内容①に係る公文書である本件収納一覧表を全部不開示としたが、条例第6条は、「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定することから、本件収納一覧表の部分開示の可否が問われることになる。

そこで、本件収納一覧表のすべての記載内容を見分するに、本件収納一覧表に記録された情報のうち、「すべての収納一覧表に共通する記載様式等の表記」、例えば、収納一覧表の記載欄名の表記等（「状」、「年度（分）」、「税目」、「期」、「通知番号」、「納期限」等）は、個人識別性を有しない情報であり、開示情報に該当するものである。

本件収納一覧表におけるもう一つのタイプの記録情報は、「本件収納一覧表の各記載欄等に記録された情報」であり、それらの記録情報はすべて本件土地建物の納税義務者の個人識別情報に該当することから、条例第5条第1号本文により不開示となる情報である。ただし、「税目「固定」の横軸欄のうち、「年度（分）」、「期」、「納期限」及び「賦課」の各欄に記録された情報」に限り、条例第5条第1号ただし書きアに該当する情報として、すなわち法令等により公にされている情報として、開示すべき情報となる。

当審査会の調査によれば、本件収納一覧表はコンピューターにより作成、管理されていることから、公文書たる本件収納一覧表の原本（現物）は「電磁的記録」であり、その場合の部分開示は、「写し」（電磁的記録をプリントアウトしたもの）をもって行うことになり（条例第11条参照）、本件収納一覧表における不開示情報の削除は、本件収納一覧表の

「写し」における当該部分をマスキングする方法により行うこととなる。ところが、本件収納一覧表の「写し」において不開示情報をマスキングすると、本件納税義務者の個人識別情報の存否が明らかになるところがあることから、本件収納一覧表の「写し」を全部不開示とした実施機関の判断は妥当であると、当審査会は判断する。

しかし、そもそも本件収納一覧表の原本は「電磁的記録」であり、開示請求内容①に係る公文書を特定しプリントアウトするにおいては、複数の文書様式がありうる。本件異議申立に係る当審査会における申立人の主張を考慮すると、当審査会としては、部分開示が可能となる文書様式、すなわち固定資産税の「収納状況」のみを記録した文書を開示請求内容①に係る対象文書として特定することがより妥当であったと考える。

(3) 争点2について

ア 開示請求内容③に係る公文書について

申立人の請求する「固定資産税及び都市計画税が課税されているにもかかわらず徴収されていない場合」とは、実施機関の説明のとおり、一般的には、次の場合である。すなわち、「(A) 納税義務者が納税しないとき」、「(B) 税の徴収を猶予されているとき」、「(C) 滞納処分による財産の換価を猶予されているとき」及び「(D) 滞納処分を停止されているとき」である。そして、本件開示請求に係る公文書とは、(A)の場合は、「収納一覧表」である（納付がない場合、同一覧表の「固定」と記載された横軸欄の「納付額」欄の記載が0となる。）。(B)の場合は「徴収猶予申請書」、(C)の場合は「徴収、換価の猶予通知書（写）」、(D)の場合は「滞納処分停止調書」が開示対象公文書となる。

仮に、開示請求内容③に関する情報が存在するとすれば、前記(A)ないし(D)のいずれの場合においても、その情報は、税務に関する特定の個人の情報であることから、条例第5条第1号に規定する個人識別情報として不開示情報に該当するものと、当審査会は判断する。

なお、開示請求内容③に関する情報が条例第5条第1号に規定する不開示情報に該当すると判断した以上、当該情報の同条第6号（法令秘情報）該当性について、当審査会の判断を示す必要はないものと、当審査会は考える。

イ 条例第8条に基づく存否応答拒否について

(ア) 条例第8条の解釈について

条例第8条は、「開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書の存在を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施

機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定する。

一般に、開示請求を拒否（不開示決定又は部分開示決定）するとき、開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で拒否することが原則であることから、存否応答拒否処分は例外的措置であり、本条は、厳格に解釈されるべきである（沼津市〔情報公開事務及び個人情報保護事務の手引〕31頁参照）。また、本条の規定により存否応答拒否をする場合に重要なことは、存否応答拒否が必要な類型の公文書については、実際に文書が存在するか否かを問わず、常に存否応答を拒否することが必要となる。なぜならば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否応答を拒否したのでは、存否応答拒否をする場合は文書が存在する場合であることを開示請求者に推測されてしまうからである。

(イ) 本件存否応答拒否の決定について

開示請求内容③に関する情報が仮に存在するとしても、その情報は条例第5条第1号に規定する個人識別情報として不開示情報に該当するものであることは前述のとおりである。また、本件開示請求に係る公文書である「徴収猶予申請書」、「徴収、換価の猶予通知書(写)」、「滞納処分停止調書」等は、税の徴収猶予、換価猶予、滞納処分停止等がなされた場合にのみ実施機関が保有するものであることから、これらの公文書の存否を明らかにすることは、税の不徴収に係る事実の有無という不開示情報を開示することになる。したがって、開示請求内容③に係る公文書につき、条例第8条の規定に基づき、その存否応答を拒否した実施機関の決定は妥当であると、当審査会は判断する。

(4) 争点3について

ア 開示請求内容④に係る公文書について

(ア) 沼津市税賦課徴収条例第69条第3項の規定によれば、固定資産税の減免は申請に基づき行われるものである。仮に減免が行われたとするならば、実施機関は納税義務者から提出された「固定資産税減免申請書」を保有することになる。したがって、開示請求内容④に係る公文書とは、納税義務者の提出した「固定資産税減免申請書」である。「固定資産税減免申請書」には、申請者である納税義務者の氏名・住所、減免を受けようとする固定資産税額、固定資産の種類（土地・家屋・償却資産）、資産明細（資産の所在、用途、地目、構造、面積、評価額等）等のほか、「減免を受けようとする理由」が記載されることになっている。

(イ) 申立人が開示請求する「固定資産税及び都市計画税の減免等の取扱いがある場合」とは、実施機関の説明のとおり、次のような固定資産について、市長が減免の必要性を認めた場合である。すなわち、「ア 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産」（沼津市税賦課徴収条例第 69 条第 1 項第 1 号）、「イ 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」（同項第 2 号）、「ウ 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産」（同項第 3 号）及び「エ 天災その他特別の事由がある固定資産」（同条第 2 項）である。なお、「エ 天災その他特別の事由がある固定資産」については、「市長が議会の議決を経て減免する」（同条第 2 項）こととされている。

(ウ) 開示請求内容④に係る固定資産税の納税義務者は特定の個人であることから、当該個人の提出した「固定資産税減免申請書」に記載された氏名、住所その他の情報は、個人識別情報として、条例第 5 条第 1 号本文の規定により不開示となる情報である。

ただし、仮に、固定資産税減免申請が、前記の「エ 天災その他特別の事由がある固定資産」（以下「前記「エ」という。）についてのものである場合、沼津市税賦課徴収条例第 69 条第 2 項の規定により議会の議決を経なければならないことになる。議会の本会議は公開を原則としていることから、前記「エ」の場合の「固定資産税減免申請書」に記載された個人情報の一部（議会提出の議案書に記載された部分）は、条例第 5 条第 1 号ただし書きアに規定する「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することとなり、不開示情報ではなく、開示すべき情報となる。

(エ) そこで次に、前記「エ」の場合の「固定資産税減免申請書」に記載された個人識別情報が条例第 5 条第 6 号に規定する不開示情報たる法令秘情報に該当するか否かについて検討する。

実施機関の主張は、本件開示請求に係る情報はすべて地方公務員法第 34 条及び地方税法第 22 条により守秘義務が課せられている情報であることから、条例第 5 条第 6 号に規定する法令秘情報に該当するというものである。

当審査会は、以下のように考える。

地方公務員法第 34 条の守秘義務と地方税法第 22 条の守秘義務はその保護法益等について違いがあるものの、いずれの場合においても、守秘義務が課せられる秘密とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られたくないことについて客観的に相当の利

益（秘匿性）を有すると認められるもの、すなわち「実質秘」を意味するものである（国家公務員法上の守秘義務につき、最決昭和 52 年 12 月 19 日刑集 31 卷 7 号 1053 頁、最決昭和 53 年 5 月 31 日刑集 32 卷 3 号 457 頁参照。地方税法上の守秘義務につき、自治省税務局長通知〔昭 49・11・19 自治府第 159 号〕参照）。

この「実質秘」たる情報は、地方公務員法及び地方税法により漏らすことが禁じられているものであることから、条例第 5 条第 6 号に規定する「法令等の定めにより、開示することができないと明示されているもの」、いわゆる法令秘情報に該当することになる。

以上のように解するならば、前記「エ」の場合の「固定資産税減免申請書」に記載された個人識別情報の一部、例えば申請者氏名、資産の所在、減免理由等は、既に議会で公にされた情報になることから、「実質秘」には当たらず、条例第 5 条第 6 号に規定する不開示情報たる法令秘情報に該当しないものと、当審査会は判断する。

イ 条例第 8 条に基づく存否応答拒否について

前述のとおり、条例第 8 条に規定する存否応答拒否とは、当該請求に係る公文書の存在を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することである。

開示請求内容④に係る固定資産の納税義務者は特定の個人であることから、当該個人の提出した「固定資産税減免申請書」（ただし前記「エ」の場合の「固定資産税減免申請書」を除く。）に記載された氏名、住所その他の情報は、条例第 5 条第 1 号本文に規定する個人識別情報として、不開示情報に該当する。

開示請求内容④に係る公文書である「固定資産税減免申請書」は、税の減免がなされた場合に実施機関が保有するものであることから、当該「固定資産税減免申請書」（ただし、前記「エ」の場合の「固定資産税減免申請書」を除く。）の存否を明らかにすることは、税の減免に係る事実の有無という不開示情報を開示することになる。それゆえ、条例第 8 条の規定によれば、本件開示請求内容④につき、「固定資産税減免申請書」の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すべきこととなるが、それは、前記「エ」の場合の「固定資産税減免申請書」を除いてのことである。前記「エ」の場合、「固定資産税減免申請書」が市長に提出されたという事実は議会で公にされた情報になることから、実施機関は、前記「エ」の場合の「固定資産税減免申請書」に限り、その存否を明らかにすべきであると、当審査会は判断する。

(5) 争点4について

ア 条例第7条の「公益上の理由による裁量的開示」について

条例第7条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を開示することができる旨を規定する。この規定は、不開示情報であっても、不開示とすることにより保護されるべき利益に優越する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示ができる旨を定めたものである。

イ 本件開示請求に係る公文書の「公益上の理由による裁量的開示」について

本件開示請求に係る公文書に記録されている固定資産税の課税及び徴収等に関する情報は、特定の個人を識別することのできる情報であることから、条例第5条第1号ただし書きに規定する開示情報に該当しない限り不開示情報となること、また、条例第5条第1号の規定が個人識別情報を不開示とする趣旨は、「個人の尊重及び基本的人権の尊重から、個人のプライバシーを最大限に保護するため」であることについては、前述のとおりである。

本件開示請求に係る公文書に記録されている不開示情報について、条例第7条の規定に基づく裁量的開示の可否を判断するにおいては、「不開示により保護されるべき利益」と「開示による公益」とを比較衡量することになる。そして、「開示による公益」が「不開示により保護されるべき利益」に優越することが明らかであり、かつ開示の必要性が認められる場合に当該不開示情報を開示することができるものと、当審査会は解する。

申立人は、「開示による公益」について、「指定暴力団の事務所について適正に固定資産税の課税及び徴収が行われているか否かは、極めて公益性の高い情報である」と主張する。また、「不開示により保護されるべき利益」に係わっては、本件土地建物の所有者は本件土地建物の実際の利用者である暴力団と何らかの関係を有するものであり、「暴力団事務所を所有する者に、保護に値する正当な権利利益があるとは思えない」と主張して、本件開示請求に係る公文書の裁量的開示を求めている。

当審査会としては、できるだけ調査に努めたところであるが、本件土地建物の固定資産税の納税義務者と本件土地建物の実際の利用者との関係につき、申立人主張を事実として確認するまでに至らなかった。それゆえ、特定の個人である本件土地建物の固定資産税の納税義務者は、条例第5条第1号の規定により保護される権利利益を有する者として、

当該個人の権利利益の保護に十分かつ慎重な配慮をした上で、条例第7条の規定に基づく公益上の理由による裁量的開示の適否を判断すべきものと、当審査会は考える。

また、当審査会の調査によれば、本件開示請求に係る本件土地建物の固定資産税の課税及び徴収は、地方税法、沼津市税賦課徴収条例等の法令に基づき適正かつ公正に行われており、個人情報である固定資産税の「納付額等」の不開示情報を敢えて開示することにつき、条例第5条第1号の規定により保護された権利利益に優越する公益上の必要性があるとは解せないことから、当審査会は、本件開示請求に係る公文書につき、条例第7条の規定に基づく裁量的開示をしなかった実施機関の決定は、妥当であると判断する。

- (6) 以上により、当審査会は、本件処分につき、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

平成 22 年 6 月 3 日	諮問審査書の受理
平成 22 年 6 月 17 日	実施機関からの理由説明書の受理
平成 22 年 7 月 5 日	異議申立人からの意見書の受理
平成 22 年 7 月 14 日	諮問の審査（第1回目）
平成 22 年 8 月 5 日	異議申立人による口頭意見陳述及び 実施機関の意見聴取（第2回目）
平成 22 年 9 月 9 日	諮問の審査（第3回目）
平成 22 年 10 月 14 日	諮問の審査（第4回目）
平成 22 年 11 月 24 日	諮問の審査（第5回目）
平成 22 年 12 月 8 日	諮問の審査（第6回目）
平成 23 年 1 月 14 日	答申の確定

沼津市情報公開審査会	三 橋 良士明（会長）
	坂 部 利 夫（会長職務代理者）
	鈴 木 春 実（委員）
	秋 山 武 弘（委員）
	野 方 千賀子（委員）